

～国際課税－海外資産の今後～

いわゆるパナマ文書が公開され、富裕層や企業などの国際的な租税回避行為について人々の関心が高まっています。これに対して現在のどのような状況になっているのか確認するとともに、租税回避としての海外資産の今後の可能性を CRS の本格導入と絡めて考えてみましょう。

1. 国際的な動向

CRS（共通報告基準）の導入

グローバルな対応策として、OECD は平成 26 年（2014 年）に外国の金融機関を利用した国際的な脱税および租税回避に対処する CRS (Common Reporting Standard) を策定しました。

この基準により各国の税務当局が自国に所在する金融機関から非居住者の保有する口座情報（氏名、住所、個人番号・法人番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づいて、その非居住者の居住地国の税務当局との間でその情報を自動的に交換することとなりました。日本においては、平成 30 年（2018 年）9 月までに、外国の税務当局への情報提供を開始し、それとともに、諸外国からもその国の金融機関等に保有される日本居住者の口座情報の提供がなされることとなります。つまり、外国の銀行などが当地の税務当局に非居住者の口座情報を報告し、その情報を国家間で自動的に交換するということとなります。

2. 国内の動向

日本の国内においても、いくつかの対応策がとられていますので、そちらを確認します。

（1）国外送金等調書

国外送金等調書制度は、内国税の適正な確保を図るため、金融機関を対象に施行されました。

この制度により、国外への送金および国外から受領した送金の金額が 100 万円を超えるものについて、送金者及び受領者の氏名、住所、取引金額、取引の年月日や相手方の氏名、住所等を記載した調書を、取引を行った日の翌月末までに、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです。この調書は金融機関が手続き対象者となっていることから、一般的にはあまり知られていません。しかし、国外へ送金した場合や送金を受けた場合は記載が求められますので注意が必要です。

（2）国外財産調書

国外財産調書制度は国外財産に係る課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を保有する居住者から、その保有する国外財産について調書の提出を求める制度として創設され、平成 26 年（2014 年）1 月に施行されました。

この制度により、その年の 12 月 31 日において、価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する者は、その国外財産の種類、数量及び価額などを記載した調書をその翌年の 3 月 15 日までに提出する必要があります。

Tax Consulting Firm EOS Firm News Vol.31 Jul'17

また、この制度には、適正な提出を確保するため、国外財産調書に記載された国外財産に係る所得税及び相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減され、また国外財産調書の提出がない場合又は提出された国外財産調書に記載のない国外財産に係る所得税の申告漏れが生じたときには、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されることとなっています。

(3) 財産債務調書

同様に、所得税や相続税の申告の適正性を確保する観点から、一定基準を満たす納税者を対象に財産及び債務の調書の提出を求める財産債務調書制度が平成28年（2016年）1月に施行されました。

この制度により、その年の所得金額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する者は、財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額などを記載した調書を翌年の3月15日までに提出する義務があります。

この制度も、国外財産調書同様に財産債務調書に記載された財産又は債務に関して、所得税及び相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減され、また、財産債務調書の提出がない場合又は提出された財産債務調書に記載のない財産又は債務に係る所得税の申告漏れが生じたときには、過少申告加算税等が5%加重されることとなっています。

国外財産調書を提出する方が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除く。）こととされています。

(4) 事例 相続財産から海外預金を除外していた場合

ここで、平成27年1月1日より基礎控除額が5,000万円＋（1,000万円×法定相続人の数）から3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）に引き下げられたことにより、より身近になってきた相続税の一例で国外相続財産が存在していた場合の事例を取り上げます。

被相続人（亡くなられた人）Aさんは、相続開始日現在において、海外の金融機関に預金を保有していましたが、相続人Bさんは相続税の申告に当たり、この海外預金を除外して申告をしていました。当初、相続人Bさんは、相続財産の中に海外資産はないと回答していましたが、前述の「国外送金等調書」などを元にした調査により、相続開始日現在において、Aさん名義の海外預金が存在していたこと、相続開始後、Bさんがこの海外預金の残高を自らの口座に送金していた事実が判明しました。Bさんはこの海外預金が相続財産であることを認識していましたが、海外預金は税務署に把握されないと考え、他の相続人や税理士にも告げず、相続財産から除外して申告していたということです。このため重加算税を賦課されました。

【相続税：申告漏れ課税価格約1千9百万円 追徴税額（加算税込み）約3百万円 重加算税あり】
-国税庁HPより

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.31 Jul'17

3. まとめ

インターネットの普及により世界の情報が同時に共有できる現在において、海外資産であれば目が届かないという考えは、もう一昔前の話になります。CRS が本格的に稼働し始める平成 30 年には上記の調書等の整合性も容易に取られることになり国際課税が強化されることとなります。

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <http://www.epcs.co.jp>